



令和8年5月27日

福生市 定例記者会見資料

資料 3-4



～切れ目のない支援の充実～

「産婦」および「1か月児」健康診査の公費負担の実施

産婦健康診査および1か月児健康診査については、現在自己負担で実施されていますが、令和8年10月以降に受診された方に対しては、都内共通受診方式（都内共通の受診票）による公費負担が都内全域で実施される予定となっています。

市ではこれに先行し、令和8年4月から9月に受診された方に対して「償還払い」による公費負担を独自に実施します。

安心して子どもを産み育てる環境をつくります！

■産婦健康診査

出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復、授乳状況、精神状態の把握等を行う健康診査を実施することで、産後うつの予防等を図ります。

【受診時期】産後2週間・産後1か月を目安

【公費負担】5,000円（上限）×2回以内

■1か月児健康診査

身体疾患が顕在化する時期である1か月児に対して健康診査を実施することで、疾病および異常を早期に発見し、適切な指導等を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、乳児の健康の保持及び増進を図ります。

【受診時期】生後28～41日

【公費負担】6,000円（上限）×1回

【問合せ】こども家庭センター課母子保健係 Tel.042-552-0312

